



2020.03.13

【NewsFlash】

居留許可を保持する外国籍（駐在員やZビザ保有者等）の「臨時宿泊登記（境外人員臨時住宿登記）」についての見解

3月12日に在上海日本国領事館からのメールで、上海市における「臨時宿泊登記」の留意点という知らせがあったが、問い合わせの多くは、居留許可を保持する外国籍（Zビザや仕事ビザ保有者）は入国の度に登記する必要はないのか、というものだった。

—————下記領事館のメールより引用—————

- 外国人が中国に入国し、ホテル以外の施設に宿泊する場合には、ご自身又は宿泊させる方が、「臨時宿泊登記（境外人員臨時住宿登記）」を行う必要があります。
- 当館から上海市出入境管理局に照会したところ、原則、全ての外国人入国者は法律に則った手続きが必要であるとしつつ、特に短期滞在者（M、L査証など）については、宿泊施設が出国前と同じであっても、入国の度に登記が必要であるとの回答を得ました。
- この手続きを怠った場合には、2,000元以下の罰金を科される可能性がありますのでご注意ください。

幾つかの企業への調査によると、居留許可保持者は都度の登記は必要無しと、出入境管理局の口頭見解を得ている企業があり、実際は居留許可の期限内であれば、その都度登記の必要はない（長寧区と静安区の公安に電話確認済み）とする一方で、警告や呼び出しを受けるケースも存在する。また下記の法律にも“居留許可を保持する外国籍は例外”等の明記がないことから、会社と従業員のリスクをゼロにするためにも、是非オンラインでもその都度の登記を勧めたい。

（参考）中国出入国管理法（当館和訳）

第三十九条第二項（和訳）

外国人は、旅館以外のその他の住所に居住し、又は宿泊する場合には、居住又は宿泊開始後24時間以内に本人が、又は居住若しくは宿泊させる者を通じて居住地の公安機関に対して登記手続きをしなければならない。

第七十六条第一項

次の各号のいずれかに該当する場合には、警告を与えるものとし、2,000元以下の罰金を併科することができる。

(1) ～ (5) 省略



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

(6) 第三十九条第二項の規定どおりに登記手続きをしなかったとき。

以下、オンライン手続き利用方法：

上海市出入境管理局は宿泊登記のオンライン手続きを開始しております。当館 HP において、ご利用方法についての案内をしておりますのでご活用ください。

<https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/files/100017774.pdf>

緊急連絡先： 鈴木 聡美 (Suzuki Satomi)

Email: suzuki@a-zlf.com.cn Mobile: 13167268536

COVID-19 クライアント特別対応チーム

COVID-19 クライアント特別対応チームの連絡窓口：

中国語： 徐辰璘 (Cheryl Xu) Cxu@a-zlf.com.cn

日本語： 李茗豊 (Miffy Li) Mli@a-zlf.com.cn

英語： Elena Gomez Egomez@a-zlf.com.cn

©2020 上海リーグ法律事務所
ALL RIGHT RESERVED

A&Z Law Firm
20 Floors, 2001-2002 Building 2, Jing'an Kerry Center
1539 Nanjing West Road,
Shanghai, 200040 P.R.China
Tel.: +86-21-5466-5477
Fax: +86-21-5466-5977
■Shanghai ■Dalian ■Beijing ■Wuhan ■Tokyo



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

Wechat ID : ligeHello



Wechat ID : laodonghegui

